

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	福島 信夫 (ふくしま のぶお)
○学位の種類	博士 (工学)
○授与番号	甲 第 768 号
○授与年月日	2011 年 9 月 25 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	京都市における風致地区制度の風景のコントロールに関する意義と役割に関する研究—開発・防災と風致保全の両立を目指して—
○審査委員	(主査) 山崎 正史 (立命館大学理工学部教授) 大窪 健之 (立命館大学理工学部教授) 武田 史朗 (立命館大学理工学部准教授) 益田 兼房 (立命館大学立命館グローバル・イノベーション研究機構客員研究員)

<論文の内容の要旨>

本論文は、今後、全国の自治体等において歴史的な風景の保全・活用に資する知見を得るため、最も広範囲の指定地区を有す歴史都市京都の風致地区制度の行政運用の経緯を明らかにしたものである。

第Ⅰ部では、「風致」の語の意味と、風致地区制度の目的に関する研究を行った。この結果、明治期に「風致」の語の意味が「趣」から「趣のある風景」に変遷したこと、旧都市計画法風致地区創設の目的は「歴史的価値を減じない」ための特別の地区であったことを明らかにした。

第Ⅱ部では、1930年の初指定から2007年まで、都市計画決定の順序にそって地区指定目的の経年的変遷を研究し、当初の「歴史的勝地」(景勝地)の保存の他に、後年には身近な緑の保存等の目的も加わって、地区指定拡大が行われた経過を明らかにした。

第Ⅲ部では、京都市における風致地区・山麓部における風致地区許可に関する取扱の変遷について分析し、斜面防災の人工のり面に関する一般的な土木技術基準と比較して、京都市の行政運用においては、数値的な許可基準だけではなくて行政の裁量行為を含む事前相談が重視されてきたことを明らかにした。

最後に、京都市における風致地区では「京都の風景」を次世代に引継ぐため時代によって風致地区制度に限界が生じた時には、京都市行政が風致地区制度以外の法制度を活用するとともに、風致地区制度も発展させるというメンテナンスを加えることで、今日まで風

致地区制度はその役割を果たしてきていることを明らかにした。

<論文審査の結果の要旨>

本論文は次のような新たな学術的知見を明らかにした。

- 1) 従来厳密には定義されてこなかった風致地区創設の根本的概念ともいえる「風致」概念を、明治初期以来のその語の用法の収集と検討を行い、「趣」から「趣のある風景」へ変遷したこと、京都では緑地だけでなく歴史的な景観概念を含む用語であったこと、それが風致地区指定と運用に継承されたことを明らかにした。
- 2) 京都における風致地区指定の目的と推移を明らかにするため、行政決定の背後にある市会等の議事録に及ぶ資料調査を行い、風致地区指定の展開の特質を時代ごとに明らかにした。歴史的景勝地を含む三山山麓の広範な地域、社寺境内および門前の歴史的風致、身近な緑地保全の指定へと拡大した経緯を明らかにした。
- 3) 実際にどのように制度が運用されてきたかを明らかにするため、京都における風致地区の大半を占める三山の斜面地において、双方ともに不可欠な斜面防災と風致景観保全の両立がいかんして図られてきたかを分析し、一般的な土木基準がそのまま適用されるのではなく、事前相談の制度の中で、行政の裁量を適宜行って防災と風致の両立が追求されてきたことを明らかにした。
- 4) 京都の風致地区制度運用においては、風致景観保全のために不十分な制度的限界が現れた場合には、歴史的風土保全区域など他の制度を活用し、また京都市緑地保全条例など新たな制度を設計して、風致地区運用の方法を拡充し、さらに制度自身を発展させながら今日に至っていることを明らかにした。

以上のように京都市風致地区制度運用に関する詳細な研究の成果は、他都市の風致地区制度への応用と京都での発展的継承に資する可能性を示すものである。本論文は実用的な知見を与えるものであり、学術論文としての価値を認めることができる。

本論文の審査に関して、2011年7月29日（金）10時30分～12時00分立命館大学環境都市系第2演習室において公聴会を開催し、申請者による論文要旨の説明の後、審査委員は学位申請者福島信夫氏に対する口頭試問を行った。各審査委員および公聴会参加者より、優れた制度を広める方法、他都市への応用の方法などの質問がなされたが、いずれの質問に対しても申請者の回答は適切なものであった。よって、以上の論文審査と公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士の学位に値する論文であると判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の主査は、本論文提出者と本学大学院理工学研究科総合理工学専攻博士課程後期課程在学期間中に、研究指導を通じ、日常的に研究討論を行ってきた。また、本論文提出後、主査および副査はそれぞれの立場から論文の内容について評価を行った。

本論文提出者は、本学学位規程第18条第1項該当者であり、論文内容および公聴会での

質疑応答を通して、本論文提出者が十分な学識を有し、課程博士学位に相応しい学力を有していることを確認した。

以上の諸点を総合し、本論文提出者に対し、「博士（工学 立命館大学）」の学位を授与することを適当と判断する。